

03年7月24日・憲法調査会発言要旨

社会民主党・市民連合

金子 哲夫

- 1、 イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に関する特別措置法」(いわゆるイラク特措法)と憲法
 - 1) イラク特別事態は、国連憲章に反する事態
 - 2) 占領地への参加は「交戦権の行使」で憲法で禁じられている
 - 3) 憲法の精神に則った文民民生による人道復興支援活動のみが、わが国の復興支援活動

- 2、 憲法で保障された基本的人権が本当に守られているのか
特に労働の権利と生存権
 - 1) 労働関係3法案の改正は、労働の権利を押し下げるもの
 - 2) 労働基準法の改正案は、その本質を変更するもの
 - 3) 勤労者の団結権の保障を

- 3、 結論
憲法調査会は、憲法の現実の状況を調査し、その実現を図ることこそが求められている課題